

青森県報

第二千七百七十二号

平成十九年
四月二十五日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	高 齢 福 祉 課	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	同	一
保安林の指定解除予定	林 政 課	三
旧過疎地域活性化特別措置法による公共下水道に関する工 事の完了	(都 市 計 画 課)	四
右 同	同	四
道路の指定	(建 築 住 宅 課)	四
公 告		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(県 境 再 生 対 策 室)	五
右 同	同	五
毒物劇物取扱者試験の施行	(医 療 薬 務 課)	六
教育委員会		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	(総 合 学 校 教 育 セ ン タ ー)	六
右 同	(県 立 図 書 館)	六
公安委員会		
遺失物管理システム構築業務委託契約に係る一般競争入札(会計課)		七

告

示

青森県告示第三百五十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類		名称	所在地	指定年月日
		居宅サービス	居宅サービス事業所			
社会福祉法人音羽会	西津軽郡鰺ヶ沢町大字長平町字甲音羽山六五の四一〇二	訪問介護	ヘルパーステーション 向 外	弘前市大字向一瀬四丁目二の一	平成一九・三・六	
株式会社善世会	弘前市大字五代字従弟沢一〇三〇の五〇	訪問介護	ヘルパーステーション 高 館	弘前市大字五代字従弟沢一〇三〇の五〇	一九・三・二〇	
株式会社佐々木義肢製作所	宮城県仙台市青葉区木町通二丁目三の三	特定福祉用具販売	株式会社佐々木義肢製作所 弘前支店	弘前市大字桔梗野二丁目一六の一	一九・三・二六	
社会福祉法人緑風社	平川市沖館和田八四	通所介護	デイサービスセンター 寿 逢	平川市葛川田の沢口五の一	一九・三・三〇	

青森県告示第三百五十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条第一号の規定により公示する。

平成十九年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人三笠苑	社会福祉法人三笠苑	社会福祉法人三笠苑	社会福祉法人三笠苑	社会福祉法人和洋会	社会福祉法人和洋会	株式会社世会	有限会社がる介護	社会福祉法人桜友会	社会福祉法人音羽会	有限会社アサービス弘前	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	指定介護予防サービス事業者
弘前市大字堀越字柳元二九三の一	弘前市大字堀越字柳元二九三の一	弘前市大字堀越字柳元二九三の一	弘前市大字堀越字柳元二九三の一	平川市大坊前田一三七の二	平川市大坊前田一三七の二	弘前市大字五代字五〇	黒石市前町九	弘前市藤代字広田一五四の四	西津軽郡鰯ヶ沢町大字長平町字甲音羽山六五の四一	弘前市大字品川町一五五の二			
介護予防通所介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防通所介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防通所介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防の種類		
デイサービスセンター	三笠訪問看護センター	ヘルパースム	ヘルパースム	デイサービスセンター	ヘルパースム	ヘルパースム	津軽訪問介護事業所	デイサービスセンター	ヘルパースム	ケアサービス	名称		
平川市館田西和田二〇〇	平川市館田西和田二〇〇	弘前市大字堀越字柳元二九三	平川市館田中前田三一五	黒石市浦町一丁目八二	黒石市浦町一丁目八二	弘前市大字五代字弟沢一〇三〇の五〇	黒石市前町九	弘前市大字藤代一字広田一三一の	弘前市向外瀬四丁目二の一	弘前市大字品川町一五五の二	所在地		
"	"	"	"	"	一九・三・三	一九・三・二〇	"	一九・三・一九	"	平成一九・三・二六	指定期日		

社会福祉法人平川市社	社会福祉法人平川市協	社会福祉法人平川市協	社会福祉法人平川市協	社会福祉法人藤崎協	社会福祉法人藤崎協	社会福祉法人藤崎協	社会福祉法人北光会	社会福祉法人北光会	社会福祉法人北光会	株式会社木義肢製作所	社会福祉法人三笠苑
平川市柏木町藤山	平川市柏木町藤山	平川市柏木町藤山	平川市柏木町藤山	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田七〇	南津軽郡大鰐町の二	南津軽郡大鰐町の二	南津軽郡大鰐町の二	宮城県仙台市青葉区三丁目三	弘前市大字堀越字柳元二九三の一
介護予防	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防通所介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	介護予防訪問看護	短期生活介護	介護予防通所介護	介護予防訪問看護	特定介護予防用具販売	介護予防通所介護
社会福祉法人平川市協	社会福祉法人平川市協	社会福祉法人平川市協	社会福祉法人藤崎協	社会福祉法人藤崎協	社会福祉法人藤崎協	社会福祉法人藤崎協	特別養護老人ホーム	あみ野デ	特別養護老人ホーム	株式会社木義肢製作所	デイサービスセンター
平川市猿賀南田	平川市柏木町藤山	平川市柏木町藤山	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	南津軽郡藤崎町大字常盤字富田六七の一	南津軽郡大鰐町の二	南津軽郡大鰐町の二	南津軽郡大鰐町の二	弘前市大字桔梗一丁目一六の	平川市碓ヶ関森九〇の一
"	"	"	"	"	"	一九・三・二七	"	"	"	一九・三・二六	"

社会福祉法 人長慶会	社会福祉法 人千栄会	社会福祉法 人千栄会	社会福祉法 人千栄会	社会福祉法 人誠風会	社会福祉法 社会大鰐町協 会福祉協議社	社会福祉法 社会平川市協 会福祉協議社	社会福祉法 社会平川市協 会福祉協議社	社会福祉法 社会平川市協 会福祉協議社	社会福祉協議 会
弘前市大字坂市字 亀田五三の三	南津軽郡藤崎町大 字柏木堰字南亀田	南津軽郡藤崎町大 字柏木堰字南亀田	南津軽郡藤崎町大 字柏木堰字南亀田	弘前市大字清野袋 字岡部四三三	南津軽郡大鰐町三 字蔵館字川原	平川市柏木町藤山 一六の一	平川市柏木町藤山 一六の一	平川市柏木町藤山 一六の一	一六の一
介護予防 訪問介護	介護予防 短期入所 生活介護	介護予防 通所介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 訪問介護	介護予防 通所介護	介護予防 訪問介護	介護予防 通所介護	訪問介護
長慶苑ホ ームヘル プセ ンター	老人短期 事業さん ふじ	デイサー ビスさん ふじ	ホームヘル プ事業さ んふじ	訪問介護セ ンター幸 陽	社会福祉協 会大鰐町 福祉協議社	社会福祉協 会平川市 福祉協議社	社会福祉協 会平川市 福祉協議社	社会福祉協 会平川市 福祉協議社	会尾上支 所訪問介 護
弘前市大字坂市 字亀田五三の三	南津軽郡藤崎町 大字柏木堰字南 亀田の一	南津軽郡藤崎町 大字柏木堰字南 亀田の一	南津軽郡藤崎町 大字柏木堰字南 亀田の一	弘前市大字清野 袋字岡部四三三	南津軽郡大鰐町 大字蔵館字川原 田三七の六	平川市碓ヶ関三 笠山一二〇の一	平川市碓ヶ関三 笠山一二〇の一	平川市猿賀南田 九六の三	九六の三
一六三三 元	"	"	一六三三 元	"	"	"	"	"	

社会福祉法 人長慶会	社会福祉法 人緑風会	社会福祉法 人緑風会	社会福祉法 人緑風会	社会福祉法 人緑風会	社会福祉法 人緑風会	社会福祉法 人緑風会
弘前市大字坂市字 亀田五三の三	平川市沖館和田八	平川市沖館和田八	平川市沖館和田八	平川市沖館和田八	平川市沖館和田八	平川市沖館和田八
通所介護 訪問介護	通所介護 訪問介護	通所介護 訪問介護	通所介護 訪問介護	通所介護 訪問介護	通所介護 訪問介護	通所介護 訪問介護
長慶苑デ イサービス センター	特別養護老 人ホーム 青園	緑青園ホ ームヘル プサービス	ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし	ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし	ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし	ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし ほりこし
弘前市大字坂市 字亀田五三の三	平川市沖館和田 八	平川市沖館和田 八	平川市沖館和田 八	平川市沖館和田 八	平川市沖館和田 八	平川市沖館和田 八
"	"	"	"	"	"	"

青森県告示第百六十号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しよとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

解除予定保安林の所在場所

一 中津軽郡西目屋村大字大秋字鋼滝山の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百六十一号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の幹線管渠及び終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十九年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

外ヶ浜町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

幹線管渠

東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川一〇の八地内から同字平館根岸小川二七の二

地内まで

三 工事の内容

幹線管渠

管路施設工事

四 工事の完了の日

平成十九年三月三十日

青森県告示第三百六十二号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）附則第四条第二項の規定

によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定により行つた次の公共下水道の終末処理場の設置に関する工事が完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）附則第二条の規定によりなお効力を有することとされる旧過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十九年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 公共下水道の名称

外ヶ浜町特定環境保全公共下水道

二 工事の区間及び区域

終末処理場

東津軽郡外ヶ浜町字三厩東町二四九の一地内

三 工事の内容

終末処理場

場内整備工事及び汚泥処理設備工事

四 工事の完了の日

平成十九年三月三十日

青森県告示第三百六十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	延 長	幅 員	指 定 年月日
三沢市中央町二丁目六四の六八から 三沢市中央町二丁目六四の二三三まで	九五・二三メ 一トル	四・〇〇メ トル	平成 一九・四・二三
三沢市中央町二丁目六四の七九から 三沢市中央町二丁目六四の二三三まで	三八・二四メ 一トル	三・〇〇メ トル	"

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
平成十九年度環境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・溶融）業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部環境再生対策室
青森市長島一丁目一の
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
県境再生共同企業体
青森市大字戸門字山部二八の八
- 六 契約金額
一トン当たり三万三千円

七 契約の相手方を決定した手続き

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十九年二月十六日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
平成十九年度環境不法投棄産業廃棄物の運搬・処分（焼却・焼成）業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県環境生活部環境再生対策室
青森市長島一丁目一の
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
八戸セメント県境再生共同企業体
八戸市大字新井田字下鷹待場七の一
- 六 契約金額
一トン当たり三万一千円
- 七 契約の相手方を決定した手続き
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日

平成十九年二月十六日

毒物劇物取扱者試験の施行

平成十九年毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第八条の規定により公告する。

平成十九年四月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所（筆記試験、実地試験共に）

1 期日

平成十九年八月二十二日（水）

2 場所

青森市大字浜館字間瀬五八の一

青森県立保健大学

二 受験願書受付期間

平成十九年六月二十二日（金）から同月二十九日（金）まで。ただし、郵送による場合は、書類が完備されているもの限り、六月二十九日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇・八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ

四 その他

受験願書用紙は、県内の各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）及び青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部医療薬務課薬務指導グループ（電話〇一七・七三四・九二八九）に問い合わせること。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年四月二十五日

青森県総合学校教育センター所長 田 辺 哲 彦

一 特定役務の名称及び数量

電子計算組織の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総合学校教育センター

青森市大字大矢沢字野田八〇の二

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十九年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士通リース株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区一番町二丁目三の二二

六 契約金額

三千六百八十三万五千八百九十円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年四月二十五日

青森県立図書館長 水 木 洋

- 一 特定役務の名称及び数量
電子計算組織等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立図書館
青森市大字荒川字藤戸一一九の七
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日立キャピタル株式会社東北法人営業支店
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一 の一七
- 六 契約金額
六千二百八十七万二千八百十二円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第二号の規定を適用したものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

公 安 委 員 会

遺失物管理システム構築業務委託契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年四月二十五日

青森県警察本部長 坂 明

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 委託業務名
遺失物管理システム構築業務
 - 2 委託期間
契約締結の日から平成二十年三月三十一日まで
 - 3 履行場所
青森県警察本部の指定する場所
 - 4 委託業務内容
入札説明書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係るシステム開発契約についてAの等級に格付けされた者であること。
 - 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
 - 4 システム開発業務について締結した契約を平成十七年四月一日から、この公示の日までに誠実に履行を完了した実績を有していること。
 - 5 情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年通商産業省令第四十七号）の表の上覧に掲げる「システムアナリスト試験」、「プロジェクトマネージャ試験」又は「アプリケーションエンジニア試験」のいずれかに合格し、かつ、「テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験」、「テクニカルエンジニア（システム管理）試験」及び「テクニカルエンジニア（データベース）試験」のすべてに合格したものを雇用していること。
 - 6 遺失物管理システム構築に際し、競争入札参加者が想定する機器構成について、調書を提出しているものであること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七・七二三・四二二一（内線二二四三）

2 入札書の提出期限

平成十九年六月六日 午後四時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 一階 会議室

平成十九年六月七日 午前十時

四 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除とする。

五 契約保証金に関する事項

契約金額の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合にはおいては、その全部又は一部の納付を免除することができる。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

六 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札参加資格確認手続

本件入札に参加を希望する者は、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書

及び添付書類（以下「申請書類」という。）を提出し、青森県警察本部の確認を受けなければならない。

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書類を平成十九年五月二十三日までに青森県警察本部長へ提出することとし、当該申請書類の内容に関する説明を求められた場合、これに応じることとする。また、申請書類の内容の変更を求められた場合にも、同様に応じなければならないこととする。

なお、申請書類の書式及び提出先については、入札説明書による。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、入札に参加することができないものとする。

(三) 青森県警察本部では、(一)の説明及び内容の変更等に応じない者の当該申請書類は受理しないものとする。

3 落札対象

2 (一)の手続を経て、青森県警察本部に受理された申請書類の内容に基づく入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は当該申請書等の内容を偽った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

6 契約金額

落札価格をもって契約金額とする。

SUMMARY

1 Subject matter of the contract:
Lost article system of administration
construction duties

2 Time limit for tender:
4:00 P.M. Jun 6, 2007

3 Contact point for the notice:
Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shimmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211 (EXT. 2243)

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭